

富津市公共施設予約システム利用規約

(目的)

第1条 この規約は、富津市公共施設予約システム（以下「本システム」といいます。）を利用して、富津市（以下「市」といいます。）が設置する公共施設の空き状況の確認、施設利用申込みの予約等手続を行うために必要な事項について定めるものです。

(利用規約への同意)

第2条 本システムを利用して、施設利用申込みの予約等手続を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。これを同意された方に、市は本システムによるサービスを提供します。本システムの利用者登録をされた方は、この規約に同意したものとみなします。

(用語の定義)

第3条 この規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 施設 別表に掲げるものをいいます。
- (2) 登録窓口 本システムを利用するための利用者登録を受け付ける窓口をいいます。
- (3) 登録者 本システムのサービスを受ける個人、団体又は宿泊施設をいいます。
- (4) 利用者ID 利用者登録した者にお渡しする富津市公共施設予約システム利用者登録通知書（以下「利用者登録通知書」といいます。）に記載されているIDをいいます。
- (5) パスワード 本システムの本人認証に用いるパスワードをいいます。
- (6) 予約等手続 本システムによる施設利用の予約申込み、予約内容の確認及び取消をいいます。

(施設規則等の遵守)

第4条 本システムにて予約等手続をした施設の使用及び当該使用に係る使用料の支払手続等については、当該施設の関係規則等に従うことと

し、当該施設を関係規則等に定められた目的以外に使用することはできません。

(費用)

第5条 利用者登録に係る費用は、無料とします。

2 登録者が本システムを利用するにあたって必要とする端末及びインターネット接続等に関する費用、その他一切の費用は、登録者が負担するものとします。

(利用者登録の申請、利用者区分及び確認書類等)

第6条 利用者登録ができるものは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下これらを「暴力団等」という。)を除く、次のいずれかに該当するものとします。

(1) 個人にあつては、満15歳以上の者(中学生を除く。以下同じ。)

(2) 団体にあつては、その代表者が満15歳以上の者であり、構成員10人以上であること。

(3) 宿泊施設にあつては、市内で宿泊施設を経営する施設であること。

2 利用者区分は、市内に在住・在勤・在学する者を「市内」、それ以外は「市外」とします。また、団体の場合は、構成員のうち半数以上が市内に在住・在勤・在学の場合は「市内」として扱います。

3 本システムを利用する場合は、登録窓口に、本人(団体及び宿泊施設の場合は、代表者本人又は連絡者本人)を確認できる書類(運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード(顔写真付き)、旅券、健康保険証、学生証(在学)、社員証(在勤)及びその他本人であることを確認できる身分証明書)、宿泊施設については、宿泊施設のパフレットなどを提示又は提出の上、富津市公共施設予約システム利用者登録申請書(以下「登録申請書」といいます。)を提出するものとします。

4 団体の場合は、富津市公共施設予約システム利用者登録団体員名簿(以下「団体員名簿」といいます。)を提出するものとします。

(利用者登録通知書の発行)

第7条 前条により提出のあった登録申請書の申請内容について本システムに登録し、利用者登録通知書を発行します。

2 登録者は、利用者登録通知書を次の各号により取り扱うものとします。

- (1) 登録者は、利用者登録通知書を紛失しないようにしてください。
- (2) 利用者登録通知書は、登録した個人、団体及び宿泊施設以外は使用できません。

(利用者ID並びにパスワードの利用及び管理)

第8条 登録者は本システムの利用にあたっては、利用者ID、パスワードを本システムに入力することにより、利用申込等手続を行うことができます。

2 本システムを利用するための利用者ID及びパスワードは非常に大切なものです。次の点に注意して、利用者の責任において厳重に管理してください。

- (1) 利用者ID、パスワードは他人に知られないように管理してください。
- (2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めてください。
- (3) 他人からの利用者ID、パスワードなどの照会には応じないでください。市、施設からパスワードを電話等で問合せすることはありません。
- (4) パスワードを忘失した場合は、速やかに登録窓口にてパスワード変更の手続きを行ってください。

3 利用者ID、パスワードにより行われた利用申込等手続については、本人により行われたものとみなします。

(利用者登録の変更)

第9条 登録者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく登録窓口に変更内容が確認できる書類等(運転免許証、学生証等)を提示の上、富津市公共施設予約システム利用者登録内容変更申請書(以下「変更申請書」といいます。)を提出するものとします。

2 第6条第4項の団体員名簿に変更が生じた場合も変更申請書を提出するものとします。

(利用者登録)

第10条 利用者登録の申請がされ、本システムに登録した日を登録日とします。

(利用者登録の抹消)

第11条 登録者は、利用者登録の抹消を希望するときは、登録窓口に変更申請書を提出するものとします。

2 登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を抹消するものとします。

(1) 登録者が虚偽の申請をしたとき。

(2) 登録者が施設の管理に関する規則等又はこの規約に違反をしたとき。

(3) 登録者が死亡又は所在が不明で、連絡をとることが困難と認められたとき。

(4) 第19条の規定により利用者登録の抹消を行ったとき。

(5) その他登録者として不相当と認められたとき。

3 市長は、前項の規定により登録の抹消をした時は、富津市公共施設予約システム利用者登録抹消通知書により登録者に通知するものとする。

(利用方法)

第12条 本システムによる予約等の手続については、市が別に定めるご利用の手引き等によるものとします。

(宿泊団体名の報告)

第13条 宿泊施設が施設利用の予約申込みを行った場合は、宿泊団体名報告書を下記期限までに市民ふれあい公園管理事務所に提出するものとします。

(1) 抽選により当選した予約申込みは、使用日の3か月前の月末まで。

(2) 前号以外は、予約申込み後1週間以内。

(利用時間)

第14条 本システムの利用時間は、24時間とします。

ただし、緊急の保守・点検を行う場合、本システムの一部又は全部を停止することがあります。本システムを停止する場合は、本システムのトップページで事前にお知らせしますが、市が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(利用上の問合せ先)

第15条 本システムの利用上の問合せ先については、市が別に定めるご利用の手引き等によるものとします。

(利用環境)

第16条 本システムは、インターネットに接続できるパソコン、携帯電話、スマートフォンで利用することができます。

2 利用できる環境は、ご利用の手引き等によるものとします。

(予約取消の受付制限)

第17条 本システムでは、登録者からの予約取消ができる受付期限を設けています。受付期限については、市が別に定めるご利用の手引き等によるものとします。

2 登録者は、前項の受付期限を過ぎて予約取消を行おうとする場合は、利用する施設にその旨を申し出ることとします。

4 市は、登録者が前項の規定による申し出をした場合又は当該申し出を行わずに施設を利用しなかった場合は、本システムの利用を制限することがあります。制限の内容については、市が別に定めるご利用の手引き等によるものとします。

(禁止事項)

第18条 本システムの利用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本システムを予約等手続以外の目的で利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信す

ること。

(5) 他人の利用者ID、パスワード等を不正に使用すること。

(6) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止事項に対する防御措置)

第19条 本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らか
かな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場
合は、利用者登録の抹消、本システムによるサービスの停止等必要な措
置を行うことができるものとします。

(免責事項)

第20条 登録者が本システムを利用したことにより発生した登録者の損
害及び登録者が第三者に与えた損害について市は、一切の責任を負い
ません。

2 本システムの停止、中止、中断等により発生した登録者の損害につい
て市は、一切の責任を負いません。

(著作権)

第21条 本システムに含まれているプログラムその他著作物に関する著
作権は、日本国の著作権法によって保護されています。本システムに含
まれているプログラムその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行
為を禁止します。

(個人情報保護)

第22条 市及び指定管理者は、登録者の個人情報を本来の目的以外に利用
又は提供せず、その取扱いに十分な注意を払うものとします。

(利用規約の変更)

第23条 市は必要があると認めるときは、登録者への事前の通知を行うこ
となく、この規約を変更することができるものとします。

2 登録者は、本システムを利用しようとする時は、この規約を確認する
こととし、この規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規
約に同意したものとみなします。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 25 年 12 月 25 日から施行します。ただし、システムの利用については平成 26 年 2 月 1 日から開始します。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 26 年 2 月 3 日から施行します。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

別表

施 設 名		登 録 者
市民ふれあい公園	陸上競技場	個人・団体
	野球場	団体
	テニスコート（富士見グリーンテニス）	個人・団体
	テニスコート（ふれあい公園管理事務所）	個人・団体
	球技広場	団体
	少年サッカー場	団体
	運動場広場	個人・団体
	ビジターセンター レクチャー室	個人・団体
総合社会体育館	主体育館（メインアリーナ）	個人・団体
	小体育館（サブアリーナ）	個人・団体
	会議室	団体
富津運動広場		団体
新富運動広場		団体
運動公園 浅間山	テニスコート	個人・団体
	野球場	団体